

指名停止等一覧表

期間：令和6年10月1日～令和7年3月31日

業者名	本社所在地	指名停止期間		当該事項 指名停止等措置要領	指名停止の理由
株式会社 佐藤産業	宮崎県東諸県郡国富町大字本庄6934	自:令和6年10月21日 至:令和7年4月20日	6ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」 別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 別表第2第16号 (不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関して不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(株)佐藤産業は、令和6年2月9日、宮崎南部森林管理署長と売買契約した立木販売契約箇所伐採搬出にあたり、令和6年9月11日に確認を行い契約箇所「分収造林:鈴船石国有林11つ林小班外2」の契約分収造林区域外(同11の林小班)で、スギ立木(399本266.32㎡)を誤って伐採したものである。